

事 務 連 絡  
令和 2 年 12 月 4 日

各  $\left[ \begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保 健 所 設 置 市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right]$  衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

食品等事業者に対する新型コロナウイルス感染症対策  
の周知について（協力依頼）

標記については、令和 2 年 7 月 28 日付け事務連絡により連絡したところですが、今般、「外食業の事業継続のためのガイドライン」が一部改正されましたので情報提供いたします。

引き続き、当該ガイドラインの周知についてよろしくお願いたします。

➤ 外食業の事業継続のためのガイドライン

[http://www.jfnet.or.jp/contents/\\_files/safety/FSguideline\\_201130kai.pdf](http://www.jfnet.or.jp/contents/_files/safety/FSguideline_201130kai.pdf)